平成２２年（フ）第３３３号
富山市水橋開発793番地
債務者　松下　純子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７号
高知県四万十市右山237番地　第２コーポ201号
債務者　浅野　加愛
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３２２１号
愛知県春日井市坂下町７丁目1773番地３
債務者　加藤　　豊（旧姓柏﨑・渡辺）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７４号
青森県八戸市大字売市字長根平５番地２　レオパレス長根Ｃ―201号
債務者　俵山　節雄
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
青森県八戸市大字湊町字新井田道27番地５　コーポ秋山Ｂ201号
債務者　大橋真佐枝
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
青森県上北郡東北町字和山平６番地１
債務者　岡山千鶴子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
青森県むつ市松山町３番18号　県営住宅金谷団地
債務者　山道さち子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
青森県上北郡野辺地町字石神裏13番地３
債務者　澤田　祐聖
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
青森県弘前市大字和徳町80番地１
債務者　外崎　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２７１号
福島県いわき市平赤井字常住49番地
債務者　小野　一男
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７３号
福島県いわき市平下平窪２丁目８番地の３　秀和コーポ２―２、前住所福島県いわき市平下平窪字鍛冶内26番地　鍛冶内ハイツＡ―105
債務者　村田千栄子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１１５３号
神戸市長田区四番町５丁目１番地市住37―704号、従前の住所神戸市北区西大池１丁目22番15号
債務者　柳　　蘭姫
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９４号
神戸市兵庫区夢野町３丁目２番６号
債務者　梅木　尊之
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０８号
神戸市兵庫区区湊町１丁目75番地第二ひろみ荘３Ｆ６号、従前の住所大阪府池田市鉢塚２丁目10番19―101号
債務者　西住　昭延
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１７号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２神戸ポートビレジ１号棟425号
債務者　辻本　泰子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１６号
熊本市八景水谷３―10―120　レオパレス八景水谷113、住民票上の住所熊本県玉名郡玉東町大字山口55番地４
債務者　中川　大輔
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７９８号
熊本市広木町22番57号
債務者　西村亜希子（旧姓津﨑）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部